



Title	改編本『類聚名義抄』の漢字字体の研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	張, 馨方
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第14625号
Issue Date	2021-06-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/82284
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Xinfang_Zhang_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 張 馨 方

主査 教 授 加 藤 重 広
審査委員 副査 教 授 清 水 誠
副査 教 授 近 藤 浩 之
副査 名誉教授 池 田 証 壽（北海道大学）

学位論文題名

改編本『類聚名義抄』の漢字字体の研究

・当該研究領域における本論文の研究成果

日本における漢字字体とその歴史的研究は、石塚晴通による漢字字体史の理論とその根拠を示す漢字字体規範データベースの公開により飛躍的な進展を遂げた。時代・地域により漢字字体の基準が相違することを標準的文献の選定と全用例の調査により解明している。また、西原一幸と李景遠は漢字字体の規範を記した書物である「字様」の研究に取り組み、中国隋唐時代の漢字字体規範を解明した。一方、日本古辞書における漢字字体の研究は遅れていた。本論文が研究対象とした改編本『類聚名義抄』は部首分類体の辞書であり、漢和辞典の初期の形態を有する。改編本『類聚名義抄』、特にその完本である観智院本は膨大な日本語語彙を収録することから日本古典文学作品の注釈に利用され、『日本国語大辞典』のような大型の国語辞典にも例証として多数の引用がある。しかし、漢字字体については、梁・行均『龍龕手鏡』、唐・顔元孫『干祿字書』との類似が指摘されるにとどまっていた。改編本が依拠した書物の内容を無秩序に転載したため、一貫した方針のもとに記載されたとは考えられていなかった。本研究は、石塚、西原、李らの漢字字体に関する成果を参照して、改編本『類聚名義抄』の漢字字体の記載を総合的体系的に整理することを目指した。具体的には、「正」「俗」等の字級とそれによる各種の注記形式を分類整理し、改編本諸本の関係、原撰本と改編本との相違、韻書・『説文解字』との比較検討を行った。

本論文の成果は次の四点に集約される。

第一は、改編本『類聚名義抄』の漢字字体を分類する方法として、掲出字（見出し字、親字などとも言う）の漢字字体、注文中の漢字字体（注文字と呼ぶ）、字級（「正」「通」「俗」等）による字体注記の三者を立てて、それら三者がどのような体裁で記載されるかの観察を通して、漢字字体の注記形式を論じた点である。この方法により、それぞれの古辞書においてまちまちな漢字字体の注記形式を統一的に論じることが可能となった。この三者のうち「字級」は字体規範を示す用語として韓国の研究者である李景遠が用いていたが、日本では使用のない用語であった。本論文は改編本『類聚名義抄』に字級が8種類（「正」「通」「俗」「或」「古」「今」「籀」「俗通」）あること、字級のある漢字字体（異体字）が約9000字あることを明らかにした。改編本『類聚名義抄』の掲出字数は延べ約42000字であり、この数値を調べ上げた労は多とすべきであろう。

第二は、漢字字体の記載を通して改編本『類聚名義抄』の諸本間の関係を考察して、観智院本、高山寺本、蓮成院本、西念寺本の四本に高い一致を確認したこと、しかし四本のなかでは高山寺本に異質性が存することを指摘した点である。改編本『類聚名義抄』の諸本の系統関係は、これまでに掲出字の記載順序と方法、和訓の増補を中心にして、さまざまな議論があり、その前後関係に定説がない状況であるが、少なくとも漢字字体に関しては大差ないこと、ただし高山寺本に異質性があることを明らかにした点は大きな成果である。

第三は、原撰本である図書寮本『類聚名義抄』と改編本『類聚名義抄』の漢字字体を比較対照して、両者の相違を明らかにした点である。特に、異体字について掲出字と注文字との所属部首が原

撰本『類聚名義抄』では同一部首であるものが少なくなかったのに対して、改編本『類聚名義抄』では掲出字と注文字とが異なる部首となるものが大半を占めることを解明したのは鮮やかであった。

第四は、改編本『類聚名義抄』と韻書との関係が密接であることを論証した点である。その方法は、注文中に見える字級が小さい文字で書かれることに着目したもので、この形式の注記を小字字体注記と呼び、韻書に類似の記載形式があること、その韻書は丁度ら撰『集韻』（1039年）に近い内容を持つと推定した。従来にない着眼点であり、高く評価されるべきであろう。

なお、本研究の成果は所属研究室が推進して来た「平安時代漢字字書総合データベース」を活用している部分があるが、研究対象となる漢字字体の部分はすべて自身の手により点検・確認したものである。

・学位授与に関する委員会の所見

本論文の成果は、国内外で発表しているが、特に小字字体注記を論じた研究は平成30年度（第13回）漢検漢字文化奨励賞を受賞している。コンピュータでは処理できない難字を含む膨大なデータを処理、集計した点は、今後の研究の基礎をなすもので、高く評価されよう。

口頭試問に際しては、説明が分かりにくい用例に対する解釈を質問したが、的確に説明している。表の数値に若干の瑕疵が指摘されたが、本論文の意義を損なうものではない。本論文の日本語表現はすぐれており一定水準以上であるが、さらなる洗練も十分に期待できる。

以上の審査結果に基づき、本審査委員会は、全員一致で本学位申請論文が博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいものであると判断した。